

引越しシーズン到来！  
市役所での手続きはお早めに



3月から4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。今回は、引っ越しの時(転入・転出時)に必要な手続きについて説明します。

### 転入・転出の 手続きは市民課へ

- ▽転入届
  - 他の市区町村から御前崎市に住所を移した人は、引っ越しの次の日から14日以内に届け出をしてください。
- ▽転出届
  - 御前崎市から他の市区町村へ住所を移す人は、転出先の市区町村に提出する転出証明書が必要となります。引っ越しの前に届け出をしてください。
- ▽転居届
  - 御前崎市内で住所を移した人は、引っ越しの次の日から14日以内に届け出をしてください。
- 【届出人】
  - 本人または世帯員(同一世帯以外の場合は委任状が必要)
- ▽印鑑登録
  - 転入・転出により、前住所地の印鑑登録は使用できません。新たな住所地で印鑑登録をしてください。
- 【持ち物】
  - 届出人の印鑑
  - 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)
  - 代理の場合は代理人の身分証明書、印鑑、委任状が必要

- ▽郵送による転出届
  - 転出届は窓口で行う以外に郵送で行う事ができます。市役所に来ることが困難な場合は郵送で手続きができます。
  - 転出証明書郵送のお願いに必要な事項を記入の上、本人確認できるもの、返信用封筒(80円切手貼付※4月1日以降82円)を同封して郵送してください。
- 【照会】市民課
  - ☎0537-81117
- ▽国民健康保険被保険者証・国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証
  - 転出する人は被保険者証などを返却してください。
- ▽国民年金
  - 加入・受給ともに手続きが必要です。
- 【持ち物】
  - 印鑑
  - 国民健康保険被保険者証
  - 身分を証明するもの(運転免許証、パスポートなど)
  - 後期高齢者医療負担区分等証明書(転入時)

### 保険・年金・健診の 手続きは国保健康課へ

- ▽妊婦健康診査受診票
  - 妊娠している人は、再発行手続きが必要です。
- 【持ち物】
  - 印鑑
  - 母子手帳
  - 前住所地で使用していた妊婦健康診査受診票
- ▽乳幼児健診・予防接種(3歳以下)
  - 3歳以下の子どもの保護者は、乳幼児健診および予防接種を受けるための手続きが必要です。
- 【持ち物】
  - 印鑑
  - 母子手帳
- ▽予防接種(3歳〜18歳)
  - 対象年齢の子どもで、予防接種を受け終わっていない人は、予防接種を受けるための手続きが必要です。
- 【持ち物】
  - 母子手帳
- 【照会】国保健康課
  - ☎0537-81171

### 児童手当や障害者手帳 の手続きは福祉課へ

- ▽児童手当
  - 転入時は、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続